

# 京都府立青少年海洋センター指定管理者募集要項

京都府立青少年海洋センター（以下「青少年海洋センター」という。）の管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

## 1. 募集する施設の概要等

### (1) 名称（愛称）

京都府立青少年海洋センター（マリーンピア）

### (2) 所在地

京都府宮津市字田井小字大池 3 8 2 案内図 資料1

### (3) 施設の目的・性格・沿革

青少年海洋センターは、昭和 5 7 年に国際児童年を記念して開設され、青少年に海洋活動を通じて心身を鍛練する場を提供し、青少年の健全育成に寄与することを目的に設置された施設です。

### (4) 施設の規模 敷地図・平面図 資料2

- ①敷地面積 42, 553. 43 m<sup>2</sup>
- ②建築面積 3, 649. 99 m<sup>2</sup>
- ③構 造 鉄筋コンクリート造り地下 2 階建（一部平屋）
- ④延床面積 6, 289. 66 m<sup>2</sup>

### (5) 施設概要 資料3

#### ①管理・研修棟

研修室 4 室（2 0 名× 2 室、4 0 名× 2 室）、講堂（2 0 0 名）

事務室、機械室、ロビー、食堂、海の科学館（ボルダリング場、トレーニング場）

#### ②宿泊棟

宿泊室（定員 2 0 0 名）、リーダー室 5 室（定員 2 5 名）

#### ③野外炊事施設（1 0 0 名程度）

#### ④駐車場（約 3 0 台）

#### ⑤野外活動施設

芝生広場、フィールドアスレチック、ミーティングコア、遊歩道

#### ○その他（京都府の指定管理対象外施設：宮津市所有）

①～⑤の施設の他に、敷地内に宮津市所有の体育館、プール（宮津市 B&G 海洋センター施設）が併設。また、田井宮津ヨットハーバー（宮津市所有）、艇庫（宮津市 B&G 海洋センター施設）が隣接しています。

・ 体育館、プール

現在は青少年海洋センターの指定管理者である（公社）京都府青少年育成協会に宮津市から無償貸付されており、当該施設に係る管理運営に要する経費は、（公社）京都府青少年育成協会が負担しています。（ただし、施設利用料は、（公社）京都府青少年育成協会の収入となります。）

体育館の取扱いについては、今回指定管理者に選定された者が宮津市の指定管理者制度により管理運営を行います。なお、プールについては、老朽化のため平成28年度から閉鎖されております。体育館、プールに係る管理運営に要する経費は京都府の指定管理の対象外ですので、指定管理経費に算入しないでください。

・ 田井宮津ヨットハーバー

青少年海洋センターのカッター訓練等の実施に当たっては、田井宮津ヨットハーバーの施設を有償で利用することになりますので、指定管理料に算入してください。利用料、利用数等は資料4及び資料14を参照して下さい。

また、併設されている宮津市B&G海洋センターの艇庫（宮津市所有）に保管されているカヌー等の活用が可能です。

※宮津市B&G海洋センターの運営にあたっては、B&G財団認定の指導員資格を取得した指導者を配置することが義務付けられています。

（6）現在の指定管理者

（公社）京都府青少年育成協会

（7）施設の利用状況

資料4「施設の利用状況」を参照してください。

2. 基本的な運営方針

青少年海洋センターは、豊かな自然環境のもとで、集団宿泊生活や海洋活動、野外活動等を通じて、青少年の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。こうした施設の設置目的を最大限に実現するとともに、多様化する利用者ニーズに、より効果的・効率的に対応し、サービス向上を図ることをめざし、次の運営方針により運営されています。

- ① 青少年海洋センター施設の設置目的に沿って、利用者に対する適切な活動指導や助言を行い、施設の効用を最大限に発揮すること。
- ② 利用者が快適に施設を利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、効率的・効果的な管理を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- ③ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ④ 京都府の青少年施策と積極的に連携を図り、青少年の健全育成に努めること。
- ⑤ 学校教育機関や青少年団体、地元等と連携を強め、その利用促進に努めること。
- ⑥ 施設の設置目的に沿った利用を妨げない範囲で、一般利用者の利用拡大に努めること。

### 3. 今回の募集に当たっての留意点

施設の設置目的である青少年に寄与する事業に加え、新たな誘客を図るため、積極的な営業活動を行うとともに、利用者数向上のための取組についてご提案ください。

#### ①目標利用者数

令和5年度 64,000 人  
令和6年度 65,000 人  
令和7年度 66,000 人  
令和8年度 67,000 人  
令和9年度 68,000 人

#### ②利用者数の向上については、以下の点に留意して計画してください。

- ・小学校、中学校、高校や青少年の体験学習や合宿所としての利用が増加するよう関係機関に働きかけを行ってください。
- ・大学等のゼミ合宿やサークルの活動、スポーツ合宿などの利用が増加するよう関係機関に働きかけを行ってください。
- ・施設の設置目的に沿った利用を妨げない範囲で、企業の研修やスポーツ団体の合宿、観光客の体験観光の利用が増加するよう働きかけを行ってください。
- ・地元の食を体感できるプログラムや海洋体験プログラム、観光資源と連携した周遊ツアー、日帰りの利用日の設定などによる日帰り利用者向けプログラムなど、プログラムの充実に努めてください。

### 4. 管理の基本的事項

#### (1) 休館日等

- ①休館日
- ・毎月第1及び第3月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日において、その日に最も近い休日でない日）
  - ・12月28日から翌年1月4日まで

#### ②開館時間 午前9時から午後9時まで

※なお、指定管理者は、知事の承認を得て、休館日・開館時間を変更することができます。  
したがって、指定管理者は、休館日・開館時間の設定に当たって、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討していただくことが可能です。

#### (2) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法等の関係法令、京都府立青少年海洋センター条例（以下「条例」という。）及び京都府立青少年海洋センター条例施行規則（以下「規則」という。）等を遵守し、青少年海洋センターの設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

特に、青少年海洋センターの管理運営業務に従事する者の労働に関する権利を保障するた

め、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守してください。

### (3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記のとおりとし、その詳細は別添「京都府立青少年海洋センター管理運営業務仕様書」に定めるとおりとします。

#### ①施設及び設備の維持管理に関する業務

府民が快適に利用できるよう、施設・設備等の維持や各種点検等を行う業務です。

※なお、施設の改修・修繕実績については、[資料5](#)を参照してください。

#### ②施設の使用承認に関する業務

宿泊棟や研修室、付属設備等の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認等を行う業務です。

#### ③施設の設置目的を達成するために必要な業務

##### (ア) 宿泊施設の利用に伴う食事の提供等に関する業務

宿泊施設利用者に対する給食及び喫茶の調理、加工、盛り付け及び配膳等の提供業務及び野外炊事施設利用者に対する食事提供です。食事の提供等業務に関する経費については、利用者からの料金徴収において賄うこととしておりますので、指定管理料の積算には含まれません。

##### (イ) 集団宿泊生活、海洋活動等への支援・指導に関する業務

学校や青少年団体等、施設の利用団体等に対して、野外炊事や集団宿泊を伴う活動が安全でかつ効果的なものとなるよう、利用計画や活動プログラムの事前調整や活動指導等を行う業務です。

※ 活動プログラムについては、[資料6](#)を参照してください。

#### ④自主事業の実施に関する業務

青少年海洋センターの設置目的に沿った自主事業等の実施により、施設が活性化することを期待しています。宿泊施設を備えた体験活動施設としての特色等を活かした自主事業が、年間を通して計画的に実施できるよう、積極的に提案してください。なお、自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、その収入は指定管理者が収受するものとします。

※ 自主事業については、[資料7](#)を参照してください。

#### ⑤業務の再委託

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、部分的な業務(清掃、エレベーターの保守管理等)については、知事の承認を得て専門業者に委託することは可能です。

※再委託を予定している場合は、再委託予定調書(様式10)を提出してください。

※施設管理に関する外部委託業務の内容・実績については[資料8](#)を参照してください。

## ⑥指定管理者に権限がない事項

次の事項については、地方自治法の規定により知事のみが行えるものであり、事案が生じた場合は、府の指示を受けることになります。

(ア) 審査請求に対する決定（地方自治法第 244 条の 4）

(イ) 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）

## ⑦その他管理に必要と認められる業務

事業計画書や事業報告書の作成及び提出、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果の報告などに関する業務です。

## （４）個人情報取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に行ってください。

## （５）管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入及び府が支払う指定管理料により、管理運営を行うことになります。

### ①利用料金制の採用

地方自治法 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則に定める額の範囲内で、予め知事の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとします。

したがって、指定管理者は、利用料金の設定に当たっては、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟な提案を行ってください。

なお、収支計画の立案にあたっては、募集日時点の条例及び規則に定める額の範囲内で利用料金を設定してください。

※現行料金設定及び過去 4 箇年の収入実績については、**資料 9**及び**資料 10**を参照してください。

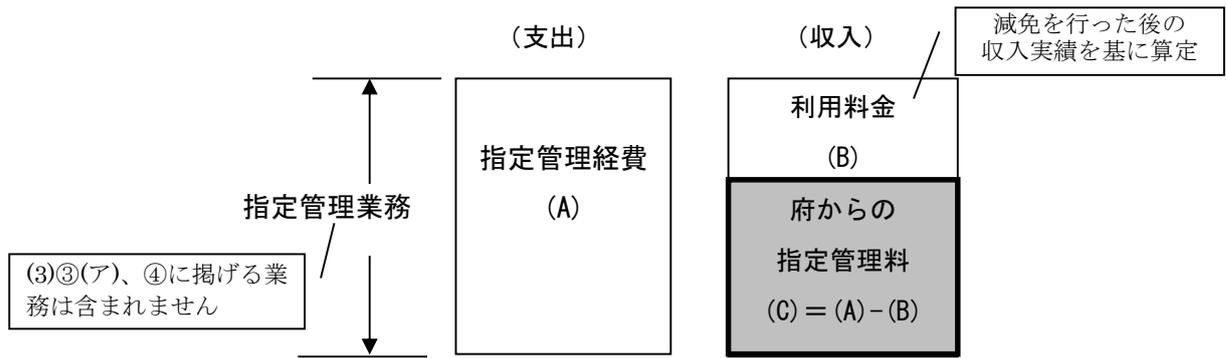
### ②指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、府が指定管理者に対して支払うもので、その額は、(3)に掲げる指定管理業務に必要な経費（指定管理経費）から利用料金収入見込額（※）を差し引いた額とします。

※利用料金収入見込額は、目標利用者数を前提として見込むこと。

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

【指定管理料(C) = 指定管理経費(A) - 利用料金収入見込額(B)】



・収支計画立案の参考として管理運営経費の実績額等を提示します。

(単位：千円)

区分		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 計画
管理運営経費	物件費	54,518	60,377	67,538
	人件費	48,379	50,066	40,538
	計	102,897	110,443	108,076
収入	利用料金収入	3,348	5,545	19,739
	指定管理料	110,472	98,253	84,114
	その他	3,177	1,660	4,223
	計	116,997	105,458	108,076

※R2、3年度の指定管理料については、コロナ減収補填を含む。

- ・物件費、人件費、使用料収入等の詳細については資料10及び資料11で確認してください。
- ・小修繕費については、修繕見込額5,675千円を指定管理経費に算入しますので、収支計画書(様式3)に計上してください。
- ・自主事業については、経費及び収入ともに指定管理経費に算入しませんので、収支計画書(様式3)に計上しないでください。

※自主事業は自主事業計画書(様式5-1)、自主事業収支等計画書(様式5-2)を提出してください。

### ③指定管理料の精算

指定管理料の過不足については、小修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。

よって、利用料金収入の増加や経費の節減など指定管理者の努力により生み出された剰余金については、年度末精算による返還は求めませんので、休館日や開館時間の変更など、利用促進のための積極的な提案を求めます。

また、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても増額はしませ

るので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

#### ④利用料金の減免等の取扱い

利用料金は、条例及び規則に定める基準により減免しています。これまで減免していた基準は、指定管理者においても同様の取扱いをしていただきます。

資料10の収入実績は、減免を行った後となっていますので、こうした減免制度を前提に収入額を見込んでください。減免等の状況については、資料12を参照してください。

#### ⑤納税義務

指定管理者は、法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に御確認願います。

### (6) 納付金

指定管理者は、自主事業の積極的な実施により得られる収入の一部について、府へ納付いただく提案をしてください。なお、応募に際しては、以下の算出方法による金額以上の額を原則として提案してください。

※納付金の計画については、自主事業収支等計画書(様式5-2)を提出してください。

#### 【提案例】

(変動納付金のみを採用する場合)

変動納付金

自主事業収入(又は自主事業収支差額(※))に納付割合5%を乗じた金額。ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

(固定納付金のみを採用する場合)

固定納付金

総額170千円(34千円/年など年度ごとの提案も可能)

**※自主事業収支差額=自主事業収入-自主事業支出**

### (7) 職員の配置

青少年海洋センターは、児童生徒及び青少年を対象に、集団宿泊生活や海洋活動、野外体験活動等を通じて青少年の健全育成をめざした施設です。このため、運営に当たっては、学校教育機関との連携や青少年団体等と相互に連携を図り、施設を利用される児童生徒、青少年に応じた活動プログラムの提供や活動指導などが必要となります。したがって、事務スタッフのほか、海洋活動や野外活動指導、スポーツインストラクター等の経験と能力を有するスタッフについては、資格や能力、経験を有する者を適正な数だけ配置していただく必要があります。また、マイクロバスやカッター訓練の監視艇の運行に当たっては、免許を有する者の配置が必要です。

現在の職員配置等を参考に、配置予定スタッフの資格や経験、能力等について、スタッフ配置計画(様式4-4)を提出してください。

※ 現在の職員配置等については、**資料 13**を参照してください。

#### (8) リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小規模修繕は指定管理者の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに府に報告していただくことが必要となります。

また、災害発生時には、市町村の地域防災計画で指定されていない場合でも避難所としての対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあり、開設時の初動対応や応急活動への参加等の対応を求める可能性があります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は府の責任とします。

種類	項目	負担区分		備考	
		指定管理者	府		
リスク管理	法令の変更	協議事項		事業運営に影響のある法令の変更	
	税制	消費税率の変更		○	
		法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更等	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク	○		指定管理期間中の金利の変動	
	資金調達	○		指定管理期間中に必要な資金の確保	
	物価リスク	○		指定管理期間中のインフレ・デフレ	
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少	
	不可抗力(天災・事故・感染症等)による休館等による収支影響、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議	
	第三者賠償	○	○	施設の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償	
	火災保険の加入		○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため	
	利用者に係る賠償責任保険加入	○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。	
施設等の管理運営	施設等の安全確保(保守点検等)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の維持管理(清掃等含む)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
	施設等の利用承認等	○		指定管理者に権限付与(京都府立青少年海洋センター条例第4条)	
	審査請求に対する決定 行政財産の目的外使用許可		○	地方自治法上、府権限。	
施設設備等の修繕等	施設等の大規模修繕		○	構造耐久上主要な部分(駆体、基礎軸組等)は、府が行う。	
	施設等の維持管理上の小修繕	○		小修繕(1件1,000千円以内)は指定管理者の責任において修繕を行っていただきます。ただし、1件200千円を超える修繕については、府と協議を行うものとします。 ※小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として5,675千円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。)	
	施設等の新設、増改築		○	設置者である府が行う。	
	施設等の増改築・修繕等による休館等に伴う収支影響	協議事項			
備品の修繕等	備品の修繕	○		備品等の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府が所有権を有する備品等については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。	
	備品の新規購入、更新		○	府有備品の更新であり府が購入。(指定管の任意購入は可)	
その他	地域・住民対応、自治体との協調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調	

※府と指定管理者との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印のついた者が負うものとし、詳細については、府と指定管理者が締結する協定書で定めます。

※指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行います。

#### (9) 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間を予定しています。

※この期間は、京都府議会（以下「府議会」という。）での議決が必要な事項となっています。

#### (10) 「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」の利用について

京都府では、府内市町村とともに、インターネット等により公共施設の空き状況の提供や予約受付等を行える「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を開発し、平成20年2月から運用を開始しています。

予約受付等の業務をシステム化する場合には、必ずこの「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を利用してください。

指定管理者においては、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等について、御準備ください。

なお、「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を利用する場合であっても、インターネット等をお使いにならない利用者のために、従来からの電話や窓口での予約受付等についても適正に行ってください。

このシステムの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

京都府政策企画部情報政策課デジタル行政・共同化推進係

電話：075-414-5761 E-mail：johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

## 4. 応募者の資格等

### (1) 応募者の資格

京都府内に事業所（事務所等を含む）を有する法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- ②京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③地方自治法第244条の2第11項の規定により、京都府から指定管理者の指定の取消しをされた日から5年を経過しない団体でないこと。
- ④京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) グループ応募 (グループ構成員表(様式1-2)を提出してください。)

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所(事務所等を含む)を有する法人その他の団体であること。

なお、グループの全ての構成員が上記(1)の①～⑥の要件を満たすこと。

※応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできません。

5. 応募書類

(1) 指定申請書(様式1)

(2) 事業計画書

①事業計画書(1)	<b>指定管理業務を行うに当たっての基本方針(様式2-1)</b> 青少年海洋センターの設置目的を達成するための管理運営上の基本方針を記述してください。
②事業計画書(2)	<b>安定した管理運営体制(様式2-2)</b> 利用者に快適に、また安全に利用してもらうため、安全管理等を含め安定した管理運営を行うことができる人員配置や業務体制、現在施設の管理運営業務に従事している職員の専門技術・ノウハウの活用計画について、提案してください。
③事業計画書(3)	<b>設置目的の効果的達成の方策(様式2-3)</b> 青少年海洋センターの設置目的の効果的な達成に向けて、利用者に対するサービス向上の方策や利用率の方策等、施設の利用促進を図るための基本方針を記載してください。また、基本方針を踏まえ、①開館日・時間の延長、②利用料金設定、③食事提供業務、④活動支援・指導業務、⑤自主事業の実施、⑥利用者数向上のための取組、⑦安全管理・宿泊業務について、別様式で具体的な提案をしてください。
④事業計画書(4)	<b>効率的な管理運営の方策(様式2-4)</b> 効率的な管理運営に向けての基本的な考え方、経費削減に向けた取り組み、具体的な方策を提案してください。 また、基本方針を踏まえ、効率的な施設管理を行う上で、①設備管理、②清掃業務については、別様式で具体的な提案をしてください。

(3) 収支計画書(様式3)

(4) 安定した管理運営体制、設置目的の効果的達成に関する具体的な提案書

- ・ 閉館時間・休館日に関する提案書(様式4-1)
- ・ 利用料金設定に関する提案書(様式4-2)

- ・ 食事提供業務に関する提案書（様式４－３）
- ・ 活動支援・指導業務に関する提案書（４－４）
- ・ 自主事業に関する提案書（様式４－５）
- ・ 利用者数向上のための取組に関する提案書（様式４－６）
- ・ 安全管理・宿直業務に関する提案書（様式４－７）
- ・ 設備管理業務に関する提案書（様式４－８）
- ・ 清掃業務に関する提案書（様式４－９）

(5) 自主事業計画書（様式５－１）、自主事業収支等計画書（様式５－２）

(6) 運営体制表（様式６）

(7) 利用料金設定表（様式７）

(8) 団体概要書（様式８）

様式８に加え、下記の書類を添付してください。

①京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの</li> <li>・ 法人登記簿謄本（登記事項全部証明書）※申請日前３箇月以内に交付されたもの</li> <li>・ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し※申請日前３箇月以内に交付されたもの</li> </ul>
---

②応募資格を満たすことが確認できる書類

- ・ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式９）
- ・ 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

③団体の経営状況を示す書類

- ・ 決算書（直近３期分）、又はこれに準ずる書類
- ・ 令和４年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準ずる書類

④団体役員の名簿（任意様式）

- ・ 役職名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日を記載した書類

(9) 再委託予定調書（様式１０）

(10) その他知事が必要と認める書類

(11) 提出部数 ９部（正本１部、副本８部）

(12) 留意事項

- ①応募１団体又は１グループにつき、申請は１件とします。
- ②グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書（様式８）と添付書類を提出してください。

- ③提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ④提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤提出された書類は返却しません。
- ⑥指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 13）を提出してください。
- ⑦提出された書類は、資格要件等、応募の事実の確認のため、府の関係機関に提供する場合があります。

## 6. 応募の手続及び選定方法等

応募手続き（スケジュール）及び選定方法等は、次のとおりです。

### （1）問合せ先及び応募書類の提出先

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室（京都府庁 2 号館 2 F）  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話：075-414-4301  
E-mail：kodomo@pref.kyoto.lg.jp

### （2）応募スケジュール

#### ①募集要項の配布

配布日時：令和 4 年 9 月 30 日（金）から 11 月 14 日（月）までの平日午前 9 時から午後 5 時までとします。

配布場所：健康福祉部こども・青少年総合対策室

※ 募集要項は京都府ホームページからもダウンロードできます。

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室ホームページ  
<https://www.pref.kyoto.jp/seisho/20171003.html>

#### ②業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和 4 年 10 月 14 日（金）13 時 30 分から

開催場所：京都府立青少年海洋センター（※現地集合とします）

申込方法：前日の午後 5 時までに参加申込書（様式 11）を提出してください。

郵送、ファックスメールも可とします。

#### ③応募に関する質問

受付期間：令和 4 年 9 月 30 日（金）から 10 月 20 日（木）まで

送付方法：質問書（様式 12）に記入し、持参、郵送、メールのいずれかで、上記問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

・回答日：令和 4 年 10 月 27 日（木）

・回答方法：質問者及び業務説明会（現地見学会）参加者全員にメール又はファックスにて回答します。

（回答は、上記問合せ先においても、希望者に配布等を行います。）

#### ④応募書類の受付

受付期間：令和4年11月1日（火）から令和4年11月14日（月）までの平日午前9時から午後5時までとします。

提出方法：上記提出先まで持参してください。（郵送、メール、ファックスでの提出は認めません。）

#### ⑤京都府指定管理者等選定審査会による書類選考、ヒアリング審査

審査期間：令和4年11月15日（火）～11月25日（金）

※ヒアリング・実地調査は必要に応じて行うこととし、開催日時・場所及び実施方法など詳細は、別途応募書類提出者に通知します。

#### ⑥選定結果の通知 令和4年12月上旬頃

京都府指定管理者等選定審査会による審査・評価に基づき、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を知事が選定します。

なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

### （3）選定基準及び審査内容

指定候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は別紙のとおりです。

## 7. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

### （1）指定候補者との協議 令和4年12月下旬頃

指定候補者と京都府は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、指定に係る同意書を締結します。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選考委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

#### 【協議の主な内容（予定）】

（指定期間全体の基本事項）

- ・ 管理施設の範囲
- ・ 管理運営業務の内容（細目は業務仕様書）
- ・ 指定管理者の責務
- ・ 管理運営の期間
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 定期報告、事業報告書の提出に関する事項
- ・ 納付金に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項（保守管理・安全点検・衛生管理等）
- ・ 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項

- ・ 管理業務の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、協定の解除に関する事項
- ・ 損害賠償に関する事項
- ・ その他

(年度ごとに定める事項)

- ・ 当該年度の指定管理料に関する事項 ほか

## (2) 指定管理者の指定 令和5年3月下旬頃

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を府議会に提案し、議決を受けることになります。

なお、府議会が議決しなかった場合及び否決した場合であっても、指定候補者が準備に要した費用及び事業アイデア等の対価については、一切補償しませんので御了承ください。

## (3) 協定の締結 令和5年3月下旬頃

府議会の議決を経て指定された指定管理者と、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び毎年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。

## (4) 業務の開始 令和5年4月1日

指定管理者として、会館の管理運営を始めていただきます。

※指定期間（予定）：令和5年4月1日～令和10年3月31日

## (5) 事業の引継ぎに関する事項

「指定に係る同意書」の締結後、速やかに、現在の指定管理者である（公社）京都府青少年育成協会との業務引継ぎをスムーズに行えるよう、準備してください。なお業務引継ぎに要した費用は、全て新しい指定管理者の負担とします。

## 8. 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、御承知の上、応募してください。